

# 教育用 i P a d (G I G Aスクール構想対応) 購入 仕様書

## 目次

1.	本調達について .....	1
(1)	件名 .....	1
(2)	目的 .....	1
(3)	本調達の概要 .....	1
(4)	納入期限 .....	1
(5)	履行場所 .....	1
(6)	機器数及び仕様 .....	1
(7)	基本要件 .....	1
(8)	機器の納品 .....	2
(9)	保守 .....	2
(10)	納品後に提出する資料 .....	2
(11)	支払い .....	2
(12)	その他 .....	2
2.	調達機器数について .....	3
3.	機器の仕様について .....	3

# 1. 本調達について

## (1) 件名

教育用 i P a d（G I G Aスクール構想対応用）購入

## (2) 目的

前年度から増加した吹田市の小学生に対し、1人1台の端末を整備し、情報教育の充実を図る事を目的とする。

## (3) 本調達の概要

吹田市におけるG I G Aスクール構想に伴う、学習者用コンピュータ等の情報機器を調達する。

## (4) 納入期限

令和3年8月31日までとし、詳細な納品日は吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議すること。

## (5) 履行場所

教育委員会が指定する場所に納入又は設置すること。

※納入場所は教育委員会が別途契約を行う機器設定事業者を想定している。

## (6) 機器数及び仕様

- ・機器数については「2. 調達機器数について」のとおりとする。
- ・機器の仕様については「3. 機器の仕様について」のとおりとする。

## (7) 基本要件

ア 本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認）は本調達に含まない。

イ 納入する機器は、品質・耐久性に十分配慮し選択すること。

ウ サプライチェーン・リスクを考慮した端末を選定すること。

エ 端末の仕様を順守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積もりに加えること。

オ 納入するOSについては、納品時点で最新のバージョンとすること。

カ 入札額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬出・搬入等一式）にかかる費用を含むこと。

キ 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。

(8) 機器の納品

- ア 機器の納品については、教育委員会と協議のうえ行うこと。
- イ 納品の際に、納品機器及び納品先の施設等を破損しないよう万全を期すとともに、破損があった場合は、責任をもって対応すること。
- ウ 本調達に係る機器には、教育委員会の指定したテープラベルを貼ること。（内容は名称、番号、導入年度等とする。）
- エ 納品の際に出た不要な梱包材等については撤去し、適切に処理すること。

(9) 保守

- 機器納品後 1 年間は保証期間として対応すること。
- 保守はセンドバック方式とする。

(10) 納品後に提出する資料

- ・ 機器一覧表
- ・ 機器の取扱い説明書、付属品
- ・ 保証書

(11) 支払い

- 機器納品終了後に請求するものとする。吹田市は有効な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に所定の金額を支払う。

(12) その他

- ア 機器仕様内容を遵守し、履行する上で必要になるすべての諸経費は受注事業者の負担とする。
- イ 機器納入作業の工程及び日程表を事前に提出し、教育委員会と調整をはかること。
- ウ 機器納入作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注事業者の負担により現状復旧を行うこと。
- エ 教育委員会又は教育委員会が指定する者の立ち会いの上で引き渡しをすること。
- オ 受注事業者は、納入した機器、ソフトウェアに問題がある場合、責任をもって解決できる体制があること。
- カ 仕様書内の規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。
- キ 機器は、すべてを同一メーカー及び同一型番のもので納入すること。
- ク 機器使用開始日から最長 5 年間修理部品の調達が可能な機器であること。
- ケ スクールセット品やアカデミックライセンス品がある場合は、それらを利用してもよい。
- コ 本調達に係るソフトウェアの使用許諾契約は、教育委員会が一括して行うものとし、そのための登録手続き等は受注事業者が代行すること。
- サ 受注事業者は教育委員会の許可なく本調達で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

- シ 受注事業者及び受注事業者の従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。本契約終了後又は解除後において守秘義務を負うものとする。
- ス 本調達で作成された成果物の著作権は、教育委員会に帰属するものとする。

## 2. 調達機器数について

本調達の機器数は次のとおりとする。

機 器 名	台数
iOS 端末「iPad」(wi-fi 機)	358 台

## 3. 機器の仕様について

仕様	
OS	i P a d O S
ストレージ	32GB 以上
画面	10.2 インチ～12.9 インチ
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上
キーボード	日本語 JIS キーボード (Bluetooth 及び wi-fi 等の無線型は不可) 本体カバーを兼ねること
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
スタンド	利用時に自立させるためのスタンドを端末台数分用意すること (キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上 (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応)
外部接続端子	Lightning コネクタまたは USB Type-C コネクタ×1 以上
重さ	1.5Kg 未満
その他	本端末を学習者用コンピュータとして適切に使用するためのソフトウェアとして Jamf を導入しておくこと (設定作業は含まない)

この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めることとする。

以上